

第8 安心して働くことのできる環境整備

国民が未来に対し希望を持って安心して働くことのできる社会の実現のため、最低賃金の引上げの推進、ワーク・ライフ・バランス対策及び労働者の心身の健康確保のための対策等を実施する。

1 最低賃金の引上げ

56億円(6.6億円)

(1) 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援（新規） 50億円

「雇用戦略対話」における合意を踏まえ、労使関係者とも調整を行いつつ、最低賃金の引上げの円滑な実施を図るため、地域の中小企業団体に、生産性の向上等の経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、中小企業庁が実施する支援事業と連携を図りながら、ワン・ストップで対応する相談窓口（全国167箇所）を設ける。

また、業種別中小企業団体が賃金底上げを図るための取組等を行う場合に助成（上限2,000万円、15団体）を行う。

さらに、最低賃金の引上げに先行して、賃金を計画的に800円以上に引き上げ、これに併せて就業規則の作成、労働能率の増進に資する設備の導入等を行う場合に助成（1/2）を行う（最低賃金額が700円以下の34道県、約7,500企業を対象。1年当たり40円以上の賃金引上げなどが支給要件）。

(2) 最低賃金の遵守の徹底 5.7億円(6.6億円)

最低賃金の引上げに伴い、各種広報媒体の活用による周知や最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等の事業場を対象として監督指導を実施することにより、国民に最低賃金の周知・徹底を図る。

2 ワーク・ライフ・バランス対策

116億円(121億円)

(1) 育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備

（再掲・29ページ参照）

97億円(98億円)

(2) 年次有給休暇の取得促進、労働時間の短縮 **16億円(20億円)**

労使の自主的な取組を促進するため、年次有給休暇の計画的付与制度の導入や長時間労働の抑制等の具体的な取組方法について業種、企業の特性に応じたコンサルティングを実施するなどきめ細かな技術的援助を行う。また、労使が話し合っって年次有給休暇の取得率向上に取り組み、顕著な成果を上げた事業主への助成の充実を図るとともに、長時間労働が認められる事業主に対して重点的な監督指導を行う。

(3) 短時間正社員制度の導入・定着の促進(一部再掲・34ページ参照)
1.5億円(1.5億円)

「短時間正社員制度」の導入・定着を促進するため、助成措置による支援とともに、導入企業の具体的事例に基づくノウハウの提供等を行う。

(4) 適正な労働条件下でのテレワークの推進 **44百万円(60百万円)**

「テレワーク相談センター」における相談対応や「テレワーク・セミナー」の開催とともに、テレワークを導入している企業の事例を盛り込むなどにより、適切な労働時間管理を行うためのマニュアルを作成し、これらの活用を通じて適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。

(5) 良好な在宅就業環境の確保 **42百万円(63百万円)**

良好な在宅就業環境の整備を図るため、「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知を図るとともに、在宅就業者等へのスキルアップ支援等や在宅就業の仲介機関、在宅就業者それぞれの連携等を促進する。

3 労働者の健康確保対策

68億円(56億円)

(1) メンタルヘルス対策の推進 **36億円(30億円)**

メンタルヘルス不調の発生防止のため、職場におけるストレス等の要因に対して、働く方や職場において適切な対応が実施されるようにするとともに、事業場への支援体制の整備を行う。また、業務上のストレスにより精神障害に罹患した労働者への労災認定の迅速化を図るため、労災認定の基準を見直す。

(2) 職場における受動喫煙防止対策の推進(新規) **4.3億円**

事業者による職場における受動喫煙防止に向けた取組の強化を図るとともに、効果的な分煙対策のための技術的指導、財政的支援を実施する。

(3) 機械譲渡時における機械の危険情報の提供の推進

62百万円(27百万円)

機械使用事業場において機械設備のリスクアセスメントを円滑に行うため、機械製造者による残留リスク等の危険情報の提供の促進を図るとともに、機械製造者の取組に対する支援を実施する。

(4) 職場における化学物質管理等の推進

27億円(26億円)

化学物質の適切な管理を推進するため、化学物質の危険有害性情報を記載すべき物質の拡大、リスク管理手法の導入等を図るとともに、石綿による健康障害の防止を図る。

4 労働関係法令の履行確保等

47億円(33億円)

(1) 情報提供機能の強化(新規)

3百万円

企業や労働者に役立つ制度や施策をアピールするため、人事・労務部門の担当者等にメールマガジンを発行し、各制度や施策が効果的に活用されるよう取り組む。

(2) 労働関係法令の履行確保及び個別労働紛争の解決促進

20億円(20億円)

労働基準関係法令の履行確保のため、労働基準関係行政の強化を図る。また、増加を続ける個別労働紛争(個々の労働者と事業主との間における職場のトラブル)の円滑かつ迅速な解決を促進するため、適切な窓口サービスを実施するための体制の強化(総合労働相談員 759名→809名)や一層の業務効率化を図る。

(3) 働く人たちのためのルールに関する教育の実施

22百万円(19百万円)

増加している個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

(4) 労働保険の適用促進及び適正徴収

17億円(12億円)

労働者のセーフティネットである労働保険制度の健全な運営と費用負担の公平を期するため、労働保険の未手続事業一掃対策を推進するとともに、口座振替制度の拡大や労働保険料の適正徴収に取り組む。特に、非正規労働者への雇用保険の適用範囲の拡大(6か月以上→31日以上)について、事業主に対する周知等を通じて、着実な実施に取り組む。

(5)働きやすい職場環境の推進(新規)

53百万円

職場におけるいじめ・嫌がらせに対する労使を含めた国民的な問題意識を共有するための気運の醸成を図る。

(6)改正労働者派遣法の円滑かつ着実な施行(一部再掲・35ページ参照)

9.2億円(56百万円)

改正労働者派遣法案が成立した場合には、日雇派遣の原則禁止や均衡待遇、労働契約申込みみなし制度等について、円滑かつ着実に施行するための周知・指導を行う。また、違法派遣の適正化を図るため、指導監督を徹底する。

※ 労働者災害補償保険法に基づく業務災害や通勤災害を受けた労働者への保険給付等として9,034億円(9,094億円)を計上。